デイサービスセンター　ハピネス都筑運営規程

（趣旨）

第　１条　社会福祉法人ファミリーが開設する指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業（以下『通所介護事業等』という）ハピネス都筑の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第　２条　指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下『通所介護等』という）の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下『従業者』という）が、居宅事業にあっては要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を、また予防事業にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（指定通所介護事業の運営の方針）

第　３条　要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防通所介護事業の運営の方針）

第　４条　要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護 支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防 サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活 動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第　４条　　事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）　名　称　　デイサービスセンター　ハピネス都筑

（２）　所在地　　神奈川県横浜市都筑区牛久保町１８０８番３

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第　５条　　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）　管理者　　１人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　従業者

	人　数	内　　訳	業　　務　　内　　容
生　活　相　談　員	２名	常勤兼務２名	日常生活の相談・指導業務
看　　護　　職　　員	２名	非常勤兼務２名	医療・保険衛生に関する業務
介　　護　　職　　員	９名	常勤兼務２名 非常勤兼務７名	事業所利用における生活全般のお世話・支援
機 能 訓 練 指 導 員	２名	非常勤兼務２名	機能訓練に関する業務

（営業日及び営業時間）

第　６条　　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①　営業日　　月曜日～金曜日、祝日

②　休　日　　土、日

③　その他休日　　１２月３０日～１月３日

③　営業時間　　８：３０～１７：３０

④　サービス提供時間　　９：００～１６：３０

（通所介護等の利用定員）

第　７条　　通所介護等の利用定員は、次の通りとする。

１単位　　２５名（予防通所介護含む）

（通所介護等の内容）

第　８条　通所介護等の内容は、次の通りとする。

①　食事の提供

②　居宅と事業所間の送迎

③　通所介護等における日常生活上のお世話及び支援

④　通所介護等における個別機能訓練

（通常の事業の実施範囲）

第　９条　横浜市都筑区全域、

青葉区（新石川、美しが丘、あざみ野、荏田、荏田西、荏田北）

川崎市宮前区（有馬、東有馬、野川、梶ヶ谷、土橋、小台、鷺沼）

（利用料その他の費用の額）

第１０条　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

（1）提供するサービスの利用料金

指定通所介護サービスの利用料金（法定代理受領適応時）

	5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満			
	基本報酬 単位数	自己負担額			単位数	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570単位	611円	1,222円	1,833円	584単位	626円	1,252円	1,878円
要介護2	673単位	722円	1,443円	2,165円	689単位	739円	1,478円	2,216円
要介護3	777単位	833円	1,666円	2,499円	796単位	854円	1,707円	2,560円
要介護4	880単位	944円	1,887円	2,830円	901単位	966円	1,932円	2,898円
要介護5	984単位	1,055円	2,110円	3,165円	1,008単位	1,081円	2,161円	3,242円

	7時間以上8時間未満			
	基本報酬 単位数	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658単位	706円	1,411円	2,116円
要介護2	777単位	833円	1,666円	2,499円
要介護3	900単位	965円	1,930円	2,895円
要介護4	1,023単位	1,097円	2,194円	3,290円
要介護5	1,148単位	1,231円	2,462円	3,692円

自己負担額＝地域単価×単位数になります。
横浜市は介護報酬制度の地域区分で
2級地に区分されております。
単位数に10.72を乗じた額の1～3割が
自己負担額となります。

各　種　加　算				
※1　実施者のみ算定 ※2　月～金曜利用の場合に算定	単位数	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算（Ⅰ）　※	40単位	43円	86円	129円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位	60円	120円	180円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	24円	47円	71円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月の総単位数に加算率（9.2%）を乗じた単位数			

※　1　入浴した場合には入浴介助加算として1回43単位を加算致します。

※　2　個別機能訓練を行った場合は個別機能訓練加算として1回56単位を加算致します。

(注)上記の料金表は厚生労働省令による告示上の変更に合せて変更いたします。

第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）の利用料金
（法定代理受領適応時）

		単　位　数	自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
※基本報酬	要支援１・２ （週１回程度）	1,798 単位（1 月）	1,928 円	3,855 円	5,783 円
	要支援１・２ （日割り週１回程度）	59 単位（1 日）	64 円	127 円	190 円
	要支援２（週 2 回程度）	3,621 単位（1 月）	3,882 円	7,764 円	11,646 円
	要支援２ （日割り週 2 回程度）	119 単位（1 日）	128 円	255 円	383 円
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ		88 単位（要支援 1・2 週１回程度/月）	95 円	189 円	283 円
		176 単位（要支援 2 週 2 回程度/月）	189 円	378 円	566 円
介護処遇改善加算Ⅰ		１月の総単位数に加算率（9.2%）を乗じた単位数			

※　これまで運動機能向上加算と基本報酬は別でしたが令和６年６月より基本報酬内に包括化されました。

【１月あたりの利用料金の計算方法】
自己負担額（1～3 割）＝単位数＋各加算×１０．７２（横浜市の地域加算）

(注) 上記の料金表は厚生労働省令による告示上の変更に合せて変更いたします。

２　通所介護等で、その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はご家族に対し同意を得る事とする。

食事代　：　７２０円＝管理費（人件費＋法定福利費＋保健衛生費＋諸経費）＋光熱水費
おやつ代：　１００円
オムツ代：　尿パット　１枚５０円　　紙おむつ　１枚１００円

（通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成）

第１１条　通所介護計画及び介護予防通所介護計画の内容については、利用者及び家族に内容を説明・同意を得た上で交付する。

２　サービスの実施状況、サービス及び目標の評価をおこなう。

（利用者側が通所介護等の提供を受ける際に留意すべき事項）

第１２条　設備、器具は本来の用法に従って利用する。

２　喫煙は決められた場所以外では行なわない。

３　飲酒は常識の範囲内で行なう。

４　対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発せられる場合は、契約解除になる場合がある。

５　所持品は原則的に利用者自身の管理となる。

６　事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

７　その他契約書及び重要事項説明書の内容に反しない。

（衛生管理等）

第１３条　事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないよう、必要な措置を講じる。

（緊急時における対応方法）

第１４条　サービス提供中に利用者の病状に急変等が生じた場合は速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関へ連絡を行う。

（秘密保持等）

第１５条　従業者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。

３　利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情における対応方法）

第１６条　サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

２　苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。

（事故発生時の対応方法）

第１７条　介護事故に対する安全管理体制の確保を明確化する。

２　サービス提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・御家族に連絡をするとともに、受診等、必要な措置を講じる。

３　利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（虐待の防止）

第１８条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

１（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前（３）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（記録の整備）

第１９条　事業者は、利用者に対する通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保管する。

（非常災害対策）

第２０条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　火元責任者にはフロア従業者を当てる。

（２）　始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（３）　非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）　防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年１回以上

②　利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年１回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・・随時

（７）　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（その他運営に関する留意事項）

第２１条　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

２　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修　採用後１ヶ月以内

継続研修　　年４回以上

（附則）　この規程は、平成２１年　８月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２２年　５月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２５年　６月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２５年１１月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２８年　１月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２９年　１月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成２９年　５月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、令和２年　１０月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、令和２年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、令和３年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、令和７年　４月　１日から施行する。

（附則）　この規程は、令和８年　６月　１日から施行する。